

第3次岡山県がん対策推進計画の策定について

がん対策基本法に基づき、平成24年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画の方針を踏まえ、第2次岡山県がん対策推進計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、がんによる死亡の減少とがん患者及び家族の生活の質（QOL）の維持向上及び、がんになっても安心して暮らせる社会の構築を目指し、総合的ながん対策の推進を図っている。同法では、「少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」と規定されており、平成29年度は、国が定める第3期がん対策推進基本計画等の方針を踏まえ、第3次計画（計画期間：平成30年度～平成35年度）を策定する必要がある。

【第3次計画の策定】

第2次計画（H25～29）の改訂

- ・がん対策の効果に関する評価を行う。（目標達成状況など）
- ・計画の見直しを行う。（課題の抽出など）
- ・がん対策推進条例（H26.3.20）との整合を図る。
- ・がん対策基本法の一部改正（H28.12.16）との整合を図る。
- ・国の第3期計画（H30～35）との整合を図る。 等